

【表紙】
【提出書類】 四半期報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】 近畿財務局長
【提出日】 平成20年11月13日
【四半期会計期間】 第13期第1四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】 株式会社アイ・ピー・エス
【英訳名】 IPS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡邊 寛
【本店の所在の場所】 兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目3番3号
【電話番号】 078-361-0040（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 久下 直彦
【最寄りの連絡場所】 兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目3番3号
【電話番号】 078-361-0040（代表）
【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 久下 直彦
【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所（東京都中央区茅場町一丁目4番9号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期 累計(会計)期間	第12期
会計期間	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成19年 7月1日 至平成20年 6月30日
売上高(千円)	283,307	931,217
経常利益(千円)	18,701	43,053
四半期(当期)純利益(千円)	9,679	20,159
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)		
資本金(千円)	255,250	255,250
発行済株式総数(株)	24,660	24,660
純資産額(千円)	627,337	621,784
総資産額(千円)	763,678	720,824
1株当たり純資産額(円)	25,342.95	25,194.09
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	398.86	824.73
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)		
1株当たり配当額(円)		250
自己資本比率(%)	80.5	84.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	11,141	87,960
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	689	1,500
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	4,436	15,359
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	419,068	435,337
従業員数(人)	62	62

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	62
---------	----

(注) 従業員数は、就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績を事業の部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
ERP導入事業(千円)	261,667
保守その他事業(千円)	21,640
合計(千円)	283,307

(注) 1. 金額は、販売価格によっています。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 外注実績

当第1四半期会計期間の外注実績を事業の部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
ERP導入事業(千円)	55,948
保守その他事業(千円)	2,614
合計(千円)	58,562

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(3) 受注実績

当第1四半期会計期間の受注実績を事業の部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
ERP導入事業	249,607	310,629
保守その他事業	8,540	31,290
合計	258,147	341,919

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

(4) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりです。

事業部門別	当第1四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
ERP導入事業(千円)	261,667
保守その他事業(千円)	21,640
合計(千円)	283,307

(注) 1. 当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	当第1四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ ウェーブ	96,886	34.2
デイスター・コンサルティング株式会 社	55,818	19.7
川商フーズ株式会社	36,892	13.0

2. 本表の金額には、消費税等は含まれていません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国の経済は、サブプライム住宅ローン問題を発端とした資本市場の動揺に収束がつかず、アメリカ経済だけでなく、世界経済全体が悪化へと向かいつつあり、国内外の大手企業の破綻も相次ぎました。また、国内景気も不安定な経済情勢となっており、景気悪化に伴い、企業の投資意欲の減退につながっております。

当社の事業領域であるIT市場、特に中堅企業向けERP市場においても全般的に不透明感が増しており、顧客の投資意欲も後退する兆しが見えつつあります。当社は1件あたりの受注額が高い元請けビジネス領域に特化したビジネスモデルが主力事業となっており、導入検討中の企業にとっては投資額が大きくなるため、国内景気に左右されてしまいます。

当社はこのような環境の中、ERP導入事業については、得意分野である取引先との受発注、資材の調達から在庫管理、製品の発送までの連携を管理する全社情報の統合データベース環境の実現を潜在顧客に積極的にアピールし、SAP ERPを導入した顧客に対してもSAP ERPの保守運用だけでなく、当社が開発した周辺アプリケーションソフトウェアとインターフェイスの保守運用も行っています。

営業活動においては、当社独自の営業チャネルによる営業活動を継続して強化・推進致しました。今後の市場動向の変化に安定して対応すべく、多様なビジネス機会の創出を目的として、大手ハードウェアベンダー、システムインテグレータとのアライアンスの一層の強化を進めております。また、当社保守顧客からの要請に対応して、SAP社ERP導入後の拡張を目指した追加開発のビジネスについても積極的に営業を推進致しております。経営の安定と成長の為に、主に営業面での課題の解決が不可欠であり、経営資源の適時投入と、迅速・フレキシブルな対応が可能な体制を構築することに努めております。

以上のような活動を推進し、当第1四半期会計期間の経営成績は、売上高2億8千3百万円、営業利益1千8百万円、経常利益1千8百万円、四半期純利益9百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における当社の財政状態は、前事業年度末と比較して、資産合計が4千2百万円増加して7億6千3百万円となり、負債合計が3千7百万円増加して1億3千6百万円となり、純資産合計が5百万円増加して6億2千7百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末と比較して1千6百万円減少し、4億1千9百万円となりました。当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは1千1百万円の支出となりました。これは税引前四半期純利益が1千8百万円となったものの、売上債権が6千1百万円増加したこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産の取得により0百万円の支出となっています。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額4百万円により4百万円の支出となっています。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発活動の金額は2百万円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	88,480
計	88,480

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,660	24,660	ジャスダック証券取引所	-
計	24,660	24,660	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年11月1日以降提出日までの新株予約権の行使(旧商法に基づき発行された新株引受権(ストックオプション)の権利行使を含みます。)により発行された株式数は含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

提出会社に対して新株の発行を請求できる権利(旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション))に関する事項は、次のとおりです。

(平成13年9月21日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	610
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55,000
新株予約権の行使期間	自平成15年10月1日 至平成23年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 55,000円 資本組入額 27,500円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 対象者は、死亡又は退職その他の事由により、当社取締役又は従業員の地位を喪失した場合、その地位喪失時に未行使の新株引受権を行使することが出来ないことといたします。ただし、対象者が当該地位の喪失と同時に当社の取締役、監査役、相談役、顧問もしくは従業員の地位を取得した場合を除くことといたします。その他の条件については、定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結した「新株引受権付与契約」において定める事といたします。

2. 新株引受権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものといたします。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

(平成16年9月24日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	39
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39
新株予約権の行使時の払込金額(円)	91,200
新株予約権の行使期間	自平成19年10月1日 至平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 91,200円 資本組入額 45,600円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役及び従業員であることを要するものといたします。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失します。
- (3) その他の権利行使の条件は、本総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるところといたします。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものといたします。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。
(平成18年9月27日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	480
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,425
新株予約権の行使期間	自平成20年10月1日 至平成24年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 61,425円 資本組入額 30,713円
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の行使の条件

- (1)新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり取締役会が承認した場合はこの限りではありません。
- (2)新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、新株予約権は失効し相続されないものといたします。
- (3)新株予約権の一部行使はできないものといたします。
- (4)割当日以降、5営業日(終値のない日を除く。)連続してJASDAQ証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、その時点で有効な行使価額に1.05を乗じた額(1円未満の端数については、これを切り上げるものとします。)以上となるまでは、新株予約権を行使することはできないものといたします。
- (5)当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画につき当社株主総会(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会)で承認されたときは、合併期日、株式交換期日または株式移転期日以降、新株予約権を行使することはできないものといたします。
- (6)その他の条件は、株主総会決議もしくは取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

2. 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものといたします。

(3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	-	24,660	-	255,250	-	94,202

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 391	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 24,269	24,269	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	24,660	-	-
総株主の議決権	-	24,269	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が12株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個が含まれております。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社アイ・ピー・エス	神戸市中央区東川崎町一丁目3番3号	391	-	391	1.58
計	-	391	-	391	1.58

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年7月	8月	9月
最高（円）	22,600	25,500	18,300
最低（円）	19,500	17,800	13,210

（注）最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、霞が関監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第12期事業年度	さくら萌和監査法人
第13期第1四半期累計期間	霞が関監査法人

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	419,068	435,337
売掛金	253,031	191,545
その他	18,171	19,796
流動資産合計	690,272	646,678
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1 2,653	1 2,754
工具、器具及び備品(純額)	1 9,875	1 10,788
有形固定資産合計	12,528	13,542
無形固定資産		
ソフトウェア	4,550	4,257
その他	787	787
無形固定資産合計	5,338	5,045
投資その他の資産		
繰延税金資産	13,632	13,632
差入保証金	29,693	29,693
会員権	12,023	12,023
その他	189	207
投資その他の資産合計	55,539	55,557
固定資産合計	73,406	74,145
資産合計	763,678	720,824
負債の部		
流動負債		
買掛金	20,290	13,882
未払金	21,301	24,078
未払費用	25,783	6,505
未払法人税等	9,730	8,926
その他	27,664	16,058
流動負債合計	104,770	69,451
固定負債		
退職給付引当金	31,569	29,588
固定負債合計	31,569	29,588
負債合計	136,340	99,039

	当第1四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	255,250	255,250
資本剰余金	94,202	94,202
利益剰余金	281,344	277,732
自己株式	15,748	15,748
株主資本合計	615,048	611,435
新株予約権	12,289	10,349
純資産合計	627,337	621,784
負債純資産合計	763,678	720,824

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
売上高	283,307
売上原価	195,546
売上総利益	87,761
販売費及び一般管理費	69,446
営業利益	18,314
営業外収益	
受取利息	400
その他	76
営業外収益合計	476
営業外費用	
その他	90
営業外費用合計	90
経常利益	18,701
特別損失	
固定資産除却損	8
特別損失合計	8
税引前四半期純利益	18,693
法人税等	9,013
四半期純利益	9,679

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	18,693
減価償却費	1,402
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,981
株式報酬費用	1,940
受取利息	400
有形固定資産除却損	8
売上債権の増減額(は増加)	61,486
仕入債務の増減額(は減少)	6,408
前受金の増減額(は減少)	13,724
未払消費税等の増減額(は減少)	191
その他の資産の増減額(は増加)	1,643
その他の負債の増減額(は減少)	11,886
小計	4,006
利息の受取額	400
法人税等の支払額	7,535
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,141
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	689
投資活動によるキャッシュ・フロー	689
財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金の支払額	4,436
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,436
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	16,268
現金及び現金同等物の期首残高	435,337
現金及び現金同等物の四半期末残高	419,068

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年6月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 51,698千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 50,893千円

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
役員報酬	21,909千円
給料手当	10,904千円
旅費交通費	7,111千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	(平成20年9月30日)
現金及び預金勘定	419,068千円
現金及び現金同等物	419,068千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年9月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数

普通株式 24,660株

2.自己株式の種類及び総数

普通株式 391株

3.新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 12,289千円

4.配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年9月26日 定時株主総会	普通株式	6,067	250	平成20年6月30日	平成20年9月29日	利益剰余金

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

ストック・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 626千円

売上原価 1,313千円

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期会計期間末 (平成20年 9月30日)	前事業年度末 (平成20年 6月30日)
1 株当たり純資産額 25,342.95円	1 株当たり純資産額 25,194.09円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期累計期間 (自平成20年 7月 1日 至平成20年 9月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	398.86円
なお、潜在株式調整後 1 株当り四半期純利益金額については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自平成20年 7月 1日 至平成20年 9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (千円)	9,679
普通株主に帰属しない金額 (千円)	
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	9,679
期中平均株式数 (株)	24,269

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度末に比較して著しい変動がありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月13日

株式会社アイ・ピー・エス

取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 植田 益司 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平塚 博路 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイ・ピー・エスの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第13期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エスの平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。